

防犯条例

防犯条例とは

防犯条例とは、市民の防犯意識を高めて自主的な防犯活動を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するための条例である。

多くの自治体では、従来から行われてきた防犯活動に、住宅、学校、道路・公園、公共施設等の整備や管理のハード面を相互に組み込んだ、いわゆる“防犯まちづくり”の観点から条例を定めている。「生活安全条例」「安心で安全なまちづくり条例」「犯罪のないまちづくり条例」など、自治体によって様々な名称があり、住宅、学校、通学路等における防犯指針を定め、地域の防犯ボランティアに対する助言等の支援を行うことを規定している。

参考 東京都安全・安心まちづくり条例(抜粋)

(平成 15 年施行)

第七条 (都民等に対する支援)

都は、安全・安心まちづくりについての都民等の理解を深め、都民等が行う犯罪防止のための自主的な活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

第二十一条 (学校等における安全対策の推進)

都立の学校等の管理者は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う都民等の参加を求めて、当該学校等における安全対策の実施について、必要な情報の提供、技術的助言等を行うよう努めるものとする。

第二十二条 (通学路等における児童等の安全の確保)

警察署長は、その管轄区域において、通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等の管理者、地域住民、児童等の保護者並びに学校の管理者と連携して、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

子どもを犯罪の被害から守る条例

奈良県では、保護対象を 13 歳未満の児童に限定して、安全確保に関する施策や犯罪行為を助長する行為の規制などを定めている。

参考 子どもを犯罪の被害から守る条例(抜粋)

(奈良県条例・平成 17 年施行)

第一条 (目的)

この条例は、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪の被害を未然に防止するため、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な施策及び規制する行為を定め、もって子どもの安全を確保することを目的とする。

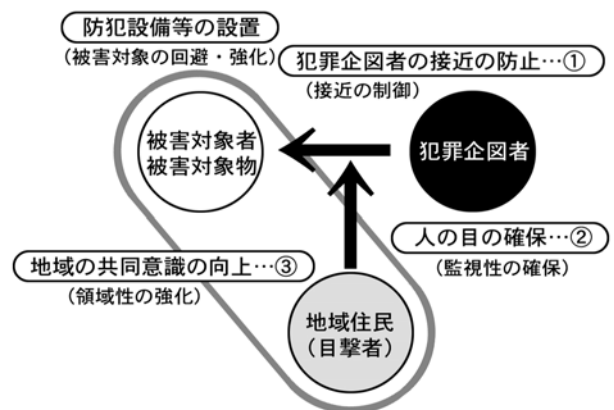
第二十一条 (子どもに不安を与える行為の禁止)

何人も、道路、公園、広場、駅、興行場、遊園地、観光施設、飲食店、公衆便所、その他公衆が出入りすることのできる場所において、保護監督者が直ちに危害を排除できない状態にある子どもに対し正当な理由なく、甘言を用いて惑わし、又は虚言を用いて欺いてならない。

*このほか、児童ポルノ(→p. 45)の所持の禁止なども定めている。

防犯まちづくりの基本的な手法

防犯まちづくりは、地域住民、地方自治体、学校、警察などの関係者が連携して、住民の意向や地域の状況を尊重しながら、ねばり強く取り組んでいくことが重要である。



- ① 犯罪企図者の進入経路をなくし、犯罪の機会を減少させる。
- ② 犯罪企図者に「第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせることにより犯罪抑止を図る。
- ③ コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動の活発化を通して犯罪抑止を図る。

(防犯まちづくり関係省庁会議「安全で安心なまちづくり」より)